うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目認定制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は，うつのみや農産物ブランド推進協議会規約第３条第１項に基づき，うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目（以下「推進品目」という。）について必要な事項を定め，もって本市農産物のブランド力の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　推進品目は宇都宮産農産物のうち，次の各号のいずれかに該当し，うつのみや農産物ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が選定又は認定するものをいう。

　⑴ 豊富な生産量等により「農業王国うつのみや」のイメージにつながるもの

　⑵ 地域性，ストーリー性等のある宇都宮ならではのもの

　⑶ 特に高品質で付加価値の高いもの

（認定内容）

第３条　協議会は，前条に規定する推進品目について，同条各号に基づき選定するものとする。ただし，前条２号に規定する推進品目については，協議会が選定するほか，申請に基づき，次の各号の全てに該当するものを認定するものとする。

1. 市税に滞納のない宇都宮市内に居住する3名以上の宇都宮産農産物のブランド化及び認知度向上に意欲的な生産者で構成された団体又は組織が生産しているもの

　⑵ 宇都宮市内で生産された農産物であり，生産履歴を管理しているもの

　⑶ 販路が既に確保されているもの

　⑷ 生産・販売の維持・拡大を進めていくもの

　⑸ 宇都宮ならではの地域性，ストーリー性等の特徴を持つもの

（認定申請）

第４条　前条の認定を受けようとする者は，「うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目認定申請書（様式第１号）」に協議会が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　協議会は，前項の規定により申請された農産物について審議し，適否を議決する。

３　会長は，認定することが適当であると認められたときは，「うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目認定通知書（様式第２号）」を交付するものとする。

４　協議会は，認定の適否（継続の適否も含む。）に当たり，必要に応じ現地調査を行うことができる。

（認定の取消し）

第５条　協議会は，推進品目が次の各号のいずれかに該当するときは，第３条第１項に規定する認定を取り消すことできる。

　⑴ 第３条第１項に規定する要件を欠いたとき。

　⑵ その他協議会が認定の継続を不適当と認めるとき。

（統一マーク）

第６条　協議会は，市場関係者，消費者等に対し，宇都宮産農産物の「見える化」及び

認知度向上を図るため，統一マークを定めるものとする。

２　統一マークの表記については，第２条各号の定義に応じ，次の各号のとおりとする。

　　⑴　同条第１号　「うんまい　うつのみや産」又は「うんまい　ＪＡうつのみや産」

　　⑵　同条第２号　「うんまい　うつのみや産　誇」又は「うんまい　ＪＡうつのみや

産　誇」

　　⑶　同条第３号　「うんまい　うつのみや産　極」又は「うんまい　ＪＡうつのみや

産　極」

（補則）

第７条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要領は，平成31年4月16日から施行する。